参考 4

世保要調　第 H26-001 号

平成２６年　７月２５日

奈良県知事　　荒井 正吾　　様

奈良県教育長　吉田 育弘　　様

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保全に関する要望書に対する

事情調査責任者　世界遺産国会議員連盟特別顧問　玉置 公良

奥熊野玉置の世界遺産を守る会　原 秀雄

和歌山県世界遺産マスター　辻田 友紀

㈲ミュージアム工学研究所　代表　桝井 喜孝

古神道研究家　岡田 光興

玉置神社御神木の着生木伐採等について（質疑.要望）

平素は、文化・自然環境行政について格別のご尽力を頂き、心より御礼申し上げます。

さて、表題にあります下記の一部案件につきまして、昨年来よりその是非について、崇敬者が玉置神社や奈良県文化財保存課に対して、熟慮頂けるよう口頭にて要請してまいりましたが、十分な議論もなされないまま昨年 11 月着生木が伐採されるに至ってしまいました。 また、今後の計画においても、御神木周辺の盛土工事や肥料の施用、表土流出防止目的でのシャクナゲの植栽や御神木の常立杉を伐採する計画まであるとのことです。

これを受けて、文化庁、奈良県、玉置神社等の方々への事情調査とともに、専門家の現地調査も実施させて頂き、再度私どもなりに関係法令等について照査したところ、これらの行為が法令等に違反、抵触している可能性が否定できないと判断いたしましたので、貴台の御見解をお伺い致したく存じます。

また、当方指摘の関係法令以外にも抵触すると思われるものがありましたら、それらも含めて厳正に対処されたく、ここに要望いたします。なお、当方の詳細な見解として、専門家による調査報告を【参考 1】～【参考 3】のとおり添付いたします。

なお、後述の質問事項につきましては、恐れ入りますが、平成２６年８月５日(火) までにご回答頂ければ幸甚です。 また、質問は多岐に亘り、回答に多大な時間を頂くことが予想されますので、択一による設問形式にて書かせて頂いておりますが、該当項目が無い場合は、お手数ですが自由回答にてご回答ください。なお、関係法令等も多岐に亘っておりますので、回答間で見解が矛盾することの無いようご注意ください。

今回の質問及び頂いた回答につきましては、今後の文化財保護や世界遺産保護、そして県民ひいては国民のそれら保護意識の向上に資するため、新聞やインターネット等を通じて広く公表させていただく予定をしております。

敬具

記

●対象案件

一. 玉置神社境内地内の奈良県指定天然記念物「杉の巨樹群」における着生木の伐採

二. 玉置神社境内地内（御神木）への盛土工事

三. 玉置神社境内地内（御神木）への肥料等の施用

四. 玉置神社境内地内での植栽行為

五. 三柱神社鳥居の色彩変更

六. 本殿前タタキの改修工事

●関係する主な保護制度

１．奈良県指定天然記念物「杉の巨樹群」〔1959(S34)2.5 指定〕【奈良県文化財保護条例、文化財保護法】

２．世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」〔2004(H16)7.7 登録〕【世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約】

３．十津川村熊野古道小辺路及び大峰奥駈道「歴史的景観及び文化的景観保全区域」【十津川村熊野古道小辺路及び大峰奥駈道の歴史的景観及び文化的景観保全条例】

４．都道府県自然環境保全地域「玉置山自然環境保全地域：特別地区」〔1979(S54)11.13 指定〕【奈良県自然環境保全条例、自然環境保全法】

５．国立公園「吉野熊野国立公園：普通地域」〔1936(S11)2.1 指定〕【自然公園法】

６．IUCN レッドリスト「スギ（Cryptomeria japonica）：NT（準絶滅危惧）」〔2001(H13)改訂版〕【絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律】

７．鳥獣保護区「玉置山鳥獣保護区」〔1994(H6)11.1~2014(H26)10.31〕【鳥獣の保護及び狩猟に関する法律】

●質問事項

【文化財及び世界文化遺産として】（県文化財保護条例、世界遺産条約、十津川村景観条例関係）

⑴. 紀伊山地の霊場として、修験道における「不殺生・不伐木」という文化を厳格に守り続けてきたが故に形成されたこの着生木宿る樹齢 3,000 年とも云われる杉の巨樹群は、世界文化遺産における『文化的景観：自然と人間の営みによって形成された景観』の定義や、世界遺産の必須要件である『顕著な普遍的価値』の要素に正に符合するものと思われるが、そうではないですか？

① 自然と人間の営みによって形成された景観であり、顕著な普遍的価値の構成要素である。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

⑵. 神代杉の着生木は、その様相からも、崇敬者たちから「八百万の神々の顕現」として語り継がれ、信仰の対象とされてきたが、それらは、“文化”、つまり“文化的価値”（＝文化財）ではないですか？

① れっきとした文化であり、文化的価値である。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

⑶.『奈良県文化財保護条例』の根拠法『文化財保護法』における「昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号」の「天然記念物指定基準」には、『(九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木』とあることから、十箇所ほどにもなり、神代杉の樹幹を隠すほどにまでなっていた着生木は、天然記念物指定時（1959(S34)2.5 既にあったと思われるが）の有無に関わらず、さらには前述の内容からも、天然記念物の重要な構成要素と考えられますが、これについてはどのように考えられますか？

① 天然記念物の重要な構成要素と考える。
② 天然記念物の構成要素とは考えられない。（この場合、その理由もお願いします）

⑷. 着生木伐採の根拠となっている「県指定天然記念物樹木調査・診断事業　報告書」（一般社団法人日本樹木医会奈良県支部 及び 奈良県教育委員会文化財保存課　作成）には、「なぜ着生木を取り除かなければならないか」の理由やその目的すら一切述べられていないばかりか、調査を実施した者の名前はおろか、記入欄があるにも関わらず、故事云われや保護制度においても記載の不備が多く、世界遺産や文化・信仰に関しては一切の文言も見られず、もはやそういった観点を以っての調査であったとは言い難い。 これに対し、当方が調査した専門家による見解（別添 参考１～参考３）には、逆に「なぜ着生木を取り除いてはいけないか」の具体的な理由が複数挙げられ明確に述べられており、各種保護制度は勿論の事、信仰という文化的観点からもきちんと考察されています。このことからも、どちらに信憑性があり、信頼のおける見解であると思われますか？

① 後者に信憑性がある。
② 前者に信憑性がある。（この場合、その理由もお願いします）

⑸. 当方が調査した専門家の見解では、神代杉のような老木における「着生木」は、本来の枝葉が乏しくなった代わりに、強い日差しによる乾燥や強風などによる折損から神代杉を守る役割を担っていると述べられており、また『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』の根拠データ（レッドリスト）を調査編纂する国際機関、IUCN(国際自然保護連合)の「スギ」の生態に関する説明文においても、「豊富な着生植物が木々をカバーする」ということが述べられています。また、同じく世界遺産として登録されている屋久島の紀元杉の図説（屋久島町.環境省.林野庁.鹿児島県などが協力編纂）には、「樹齢 1,000 年を超えてから着生が多くなる」とも書かれており、多種多様な着生木がある中で、屋久杉の樹幹組織を締め付けるように成長する着生木をも“普遍的価値”として捉え、その保護に努めています。
　これらの見解と、そして前述の内容も踏まえると、今回の神代杉にあったような「着生木」は、果たして、有害な“居候”と捉えるのか、それとも有益な“文化財”と捉えるのかどちらですか？

① 有益な“文化財”と捉える。
② 有害な“居候”と捉える。（この場合、その理由もお願いします）

⑹. 当方が調査した専門家の見解には、折損等により落下の恐れがあるものは、神代杉の腐朽部分であって、着生木はそれら枯損枝等の落下時の緩衝効果も期待できるとも述べられています。また、着生木自体が、まして地面まで根が到達しているような着生木が落下することは無く、むしろ神代杉の倒壊をも抑制する働きがあるとも述べられています。このことから、今回の着生木の除去は、同条例施行規則第一九条（維持の措置の範囲）のいずれの規定にも該当せず、まして今回のような専門業者にしかできない伐採作業は、同条例第四十五条第一項（現状変更等の制限）にある軽微な現状変更にもあたらないと考えますが、その点についてどうご判断されますか？

① その通りだと思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

⑺. 前述のような役割をも担っているとされる着生木を取り除く行為は、県条例第十八条（現状変更等の制

限）や、同条例施行規則第十九条（維持の措置の範囲）のどの条項にも該当しないばかりか、むしろ同条例第五十四条（県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する）に該当すると思われますが、どうご判断されますか？

① 結果的に棄損行為だったと思うので本条項に基づき、然るべき措置を講ずる。
② 棄損行為だとは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

⑻. 前述などからも、今回の着生木伐採に係る、十津川村文化財行政の進達事務、奈良県文化財保存課の行為許可の判断は、適切だったとは言えない可能性がありますが、或いは行為許可申請時の説明と実施行為とに差異や虚偽があったのであれば、同条例第四十五第３項による第十八条第３項及び第４項の準用により、速やかに行為の停止を命じるか、許可を取り消す必要があり、また、前述の第五十四条に加え、第五十五条（第十八条又は第四十五条の規定に違反して教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、三万円以下の罰金又は科料に処する）及び第五十六条（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する）の規定に基づき、然るべき措置を講ずるべきと考えますが、どのようにご判断されますか？

① 進達事務や行為許可が不適切だった可能性があるので、然るべき措置を講ずる。
② 行為許可申請時の説明と、実際の作業とに差異や虚偽があったので、然るべき措置を講ずる。
③ ①と②の両方だった可能性があるので、然るべき措置を講ずる。
④ そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

【自然環境保全地域として】（県自然環境保全条例関係）

⑼. 都道府県自然環境保全地域「玉置山自然環境保全地域：特別地区」では、『奈良県自然環境保全条例』第二十三条（特別地区）第４項第六号において、木竹の伐採は知事の許可を受けなければならないとあるが、その許可申請手続きはされているのか？

① 無許可による行為だったので然るべき措置を講ずる。
② 許可申請手続きはされている。
③ 第二十三条第 10 項第三号及び同条例施行規則第十五条（特別地区内における許可等を要しない行為）第１項第五号（ア　建築物の存する敷地内において、高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。）の規定に基づき行為許可の必要は無いと判断する。
④ 第二十三条第 10 項第三号及び同条例施行規則第十五条（特別地区内における許可等を要しない行為）第１項第五号（エ　枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。）の規定に基づき行為許可の必要は無いと判断する。

⑽. 質問⑼の回答③は、伐採に至るまでの事前調査にあたる「県指定天然記念物樹木調査・診断事業　報告書」（一般社団法人日本樹木医会奈良県支部 及び 奈良県教育委員会文化財保存課　作成）の神代杉の説明には、樹高 35m、「着生植物であるリョウブ（リョウブ科）等が目立つ。10 本程度あるように見えるが、何本かは樹幹の腐朽部を通過し地上部にまで根を下ろしていると思われる。」とあり、添付の施工前写真を見る限りでも、神代杉樹幹の中腹ぐらいから着生木が生えており、それが数メートル規模の大きさにまで成長している。つまり、地上に到達している部分からの樹高を推定すると、［地上部～見かけの発現点（樹高 35m の中腹地点=17.5m）＋ 見かけの発現点～着生木梢部分（数メートル）］＝20m 以上に達する。したがって、同条例施行規則第十五条（特別地区内における許可等を要しない行為）第 1 項第五号（ア　建築物の存する敷地内において、高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。）には該当しない。

① そう思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

⑾. 質問⑼の回答④は、今回の着生木伐採作業では、神代杉の腐朽枝部分は撤去しておらず、7/17(木)の神社側との面談でも、「樹勢回復が理由(目的)だった」と話されており、質問⑹にもある当方調査の専門家の見解では、「折損等により落下の恐れがあるものは、神代杉の腐朽部分であって、着生木はそれら枯損枝等の落下の緩衝的役割を果たす効果もあり、また、着生木自体、まして地面まで根が到達しているような着生木が落下することは無く、むしろ神代杉の倒壊をも抑制する働きがある」と述べられていることからも、同条例施行規則第十五条（特別地区内における許可等を要しない行為）第 1 項第五号（エ　枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。）には該当せず、むしろ逆行する行為だと言えます。

① そう思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

⑿. 質問⑼～⑾により、行為許可申請を経ていなかったと判明した場合、同条例第三十七条（罰則）の規定「六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。」に基づき、然るべき措置を講ずる必要があり、またこれに加えて、同条例第二十六条（中止命令）「…違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。」に基づき、然るべき措置を講ずる必要がありますが、如何お考えになりますか？

① 同条例第三十七条の規定及び同条例第二十六条の規定に基づき、然るべき措置を講ずる。
② その必要はない。（この場合、その理由もお願いします）

⒀. 質問⑿の回答①の措置が講じられた場合において、同条例第二十六条（中止命令）の命令に違反した者は、同条例第三十六条（罰則）の規定に基づき、「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」こととなっていますが、ご存知ですか？

① 知っているので、そうなった場合は本条項に基づき、これらの措置を講ずる。

② 知らない。

【歴史的景観及び文化的景観保全区域として】（十津川村景観条例関係：十津川村所管）

⒁. 本条例では、関連するいずれかの法令等の行為許可がある場合は、条例第７条（許可を要する行為）に定める行為許可を要しないとされているが、今回仮に、県文化財保護条例における行為許可が取り消しになった場合、この村景観条例第７条第１項第⑶号 木竹の伐採 において本来取るべきであった行為許可が取られていないこととなり、同条例第 10 条（勧告）及び第 11 条（監督処分）及び第 12 条（報告又は資料の提出）及び第 13 条（立入り検査）に基づき然るべき措置を講ずる必要があると思われます。

また、同第７条第１項第⑴号（建築物及びその他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築及び移転（以下「新築等」という。））もしくは同第⑵号（宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更）に該当すると思われる「本殿前タタキ」の無許可工事や、同第７条第１項第⑹号（建築物等の大規模な修繕及び色彩の変更）に該当すると思われる「三柱神社の鳥居」の色彩変更についても、村は早急にこれらの措置を講ずるべきです。

なお、正当な理由がなく第 11 条の規定による命令に従わないものについては、第 14 条の規定に基づき、その事実を公表するともなっています。

① その通りなので、そうなった場合は各条項に基づき、十津川村が然るべき措置を講ずると思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

【「県指定天然記念物樹木調査・診断事業　報告書」の調査所見について】　添付の参考２より

⒂. *「周辺杉木立の中にあるため、被圧による影響が考えられる。」*―― 神域として不伐を守り抜いてきた天然林であるので、当たり前のことである。それらの価値を守るのが大事なのであって、このような所見は、御神木であるスギのみを守ろうとする視点でしかない。従って、この視点を元に周りの木の枝を切ろうとするならば、それは、自然公園法や自然環境保全法、無論、世界文化遺産、熊野信仰の考え方に逆行するものである。

① そう思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

⒃. *「傾斜地の立地のため谷側の表土が流出、太い根が露出腐朽している。」*―― 基本的に、広葉樹は山側の引っ張り根が発達するのに対し、針葉樹（特にスギ）は谷側の支え根が発達するため、谷側の根が露出するのであって、表土が流出しているからではない。また、露出部が腐朽しているのは、それを人間が踏み歩く(若しくは過去に踏み歩いた)からである。従って、ここへ盛土などをしてしまえば、根への通気が阻害され、重篤な樹勢衰退の原因となることが予想される。先ずは、周辺土壌の踏圧・踏害防止の観点からも、人の立ち入りを制限するべきである。

① そう思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

⑰. *「ほぼ岩盤でわずかな表土の上に生育、岩盤のわずかな間隙に根を伸長させているものと思われ、表土もかなり流出しているように思われる。」*―― 県指定天然記念物『玉置山の枕状溶岩堆積地』の上に生育しているので当たり前だが、そういった記載すら見られない。その環境下で、こういった巨樹群が形成されたことも、価値のあることである。表土が流出しているように見えるかも知れないが、それは問題とするところではない。

① そう思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

⑱. *「太い枯れ枝が目立ち、また幹の落下の危険性も大である。」*―― 樹齢千年以上クラスとなると、強風等による折損により太い枯れ枝が目立つのは当たり前である。「幹の落下」という意味がよく判らないが、倒壊という意味なのであれば、地面まで根の到達した着生木がそれを抑制する働きをしていた。枯損枝等の落下の危険性を危惧するのであれば、こういった自然保護地域では、人間側がそれを避けるという考え方に改めるべきである。

① そう思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

⑲. *「柵はあるものの参道が近いためかなり危険である。」*―― 意味が分かりにくいが、恐らく人が近くまで行けるので、枯損枝等が万が一落下した際に危ないということだろうが、どうしてもそれを防ぎたいのであれば、参道を迂回すればよい。本来、観光名所ではないのだから、わざわざ近づく必要は無い。

① そう思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

⑳. *「枝の伸長量が少なく、葉量も減少。葉の色もやや悪い。」*―― 「枝の伸長量」とは、一定の期間での伸長量を言うが、恐らくここでの意味合いは、単に「枝の数」ということだと思われるが、当方の見る限りに於いては、樹齢相応である。葉量や葉の色は年相応というよりも、むしろかなり健全なほうである。

① そう思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

(21). *「スギに好適条件（雨が多い、霧が深い等）で長く生存しているよう思われる。もはやスギに見えないくらい着生植物が多い。」*―― 正にその通りである。屋久島の紀元杉などは、これを普遍的価値として大切に守られている。

① そう思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

(22). *「柵損壊しているので修復必要。枯れ枝の切除。」*―― 柵は、神代杉や周辺の植物を損傷したり影響を及ぼしたりしないよう注意して直せば良いが、枯れ枝の切除については、もはや普遍的領域に達しており、また自然環境保全地域であるので、そのようなことはするべきではない。コウモリやムササビ、リスやオシドリなど枯損部分に生息する動物が存在することも普遍的価値なのである。

どうしても人間に当たるのが心配なのであれば、迂回させるなりして気を付ければよいだけの事である。

① そう思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

(23). *「着生植物であるリョウブ（リョウブ科）等が目立つ。10 本程度あるように見えるが、何本かは樹幹の腐朽部を通過し地上部にまで根を下ろしていると思われる。」*―― 先にも述べたが、着生木が地上部まで根を下ろしていたならば、神代杉の倒壊をも抑制する働きがあったと言える。

① そう思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

(24). *「樹形は崩壊していて、樹勢はかなり衰退していると考えられる。」*―― 樹齢千年以上クラスとなると、経年の折損等でこのような樹形になることは屋久島の紀元杉の図説からも明らかであり、年相応である。樹勢については先にも少し述べたが、どちらかと言うとかなり健全なほうである。

これに対して、肥料を施す計画があるようだが、植物はその年齢の能力相応に窒素などの養分を吸収するのであって、まして、化学肥料などの“無機肥料”であった場合は、その植物が必要としないのに無理やり吸収させることになってしまい、特に老木の場合逆に体力を消耗させ、結果的に樹勢衰退や場合によっては枯死を招くケースもある。

① そう思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

(25). *「着生植物であるリョウブを取り除きたい。」*―― その根拠が一切述べられておらず、全く以って意味不明である。その目的すらも書かれていないが、7/17 の面談時に宮司が述べていたことや、これまでの記述から推察して、「神代杉の樹勢回復」が目的だったと思われる。ただし、何度も言うが、それは着生木を取り除く理由（＝学術的根拠）ではない。7/18 の奈良新聞朝刊にて、県文化財保存課のコメントとして、「天然記念物のスギの樹勢回復が目的。…（中略）…神社として意見がまとまっていると疑わなかった」と述べられているが、仮に神社としての意見がまとまっていた場合であっても、着生木を取り除く学術的根拠が一切述べられていない以上、このようなものは本来許可するべきではない。

① そう思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

(26). *「切除するだけでは再び萌芽するので、根絶する処置を考えないといけないが杉の支持力を考えれば検*

討を要する。」―― もはやここまでくると、明らかに着生木が神代杉に何らかの悪影響を及ぼしているという考えに基づいてのことと思われるが、その記載が全く見られないので、意味不明としか言いようがない。「杉の支持力を考えれば…」の意味も不明である。

① そう思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

(27). *「参道が樹木の下にあるので、枯死した大枝の切除を早急に行いたい。」*―― 再三言うが、枯死した枝であっても、自然の循環の普遍的要素であるので、人間の都合に合わせるのではなく、参道を迂回させるなりして、人間が一歩も二歩も引くべきである。ここは、公の益に供するための“都市公園”ではないのである。

① そう思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

(28)*「現在周辺斜面にシャクナゲが植栽されているが、今植えられていない部分にも植えて土壌流出を防止する。」*―― 自然公園法に基づく国立公園なのであるから、人為的にそのようなものを安易に植えるべきではない。
シャクナゲはここ玉置山に於いては野生種の自生も見られるが、これまでにも植えてあるものや、これから植えようとしているものは、果たしてここ玉置山のその谷筋のものなのか。同じシャクナゲであっても、他地域のものや、流通している園芸種などの改良品種を植えてしまうと、玉置山に本来自生しているシャクナゲの遺伝子攪乱を招き、これまでゆるやかに遷移してきた自然植生や生態系に影響を及ぼす可能性がある。その結果、本来の玉置山の自然的価値が失われる恐れがある。
　このことは、平成 16 年 5 月 25 日の衆議院環境委員会〈特定外来生物法案に対する附帯決議〉に於いて、「政府や自治体が行う緑化等の対策において、外来生物（用語定義：国外又は国内の他地域から、野生生物の本来の移動能力を越えて、人為によって意図的・非意図的に導入された種）の使用は避けるよう努め、地域個体群の遺伝的攪乱にも十分配慮すること。」と閣議決定されており、また、景観緑三法案に関する附帯決議に於いても衆参両院とも国土交通委員会にて同様の閣議決定がなされています。
　今回計画されているシャクナゲの植栽は、公共工事ではないものの、補助金の支出や行為許可の可能性があることからも、これらに準拠して然るべきものと考えられます。
　また、かつて県教育委員会文化財保存課が編纂し、十津川村が発行した学術記録『十津川』（昭和三十六年五月二十日初版発行）に於いて次のような記述がある。

(3)巨杉群落内の植物（三三二ページ～）
　神代杉や生藷(おいもち)杉〈当時神楽殿の裏にあった御神木で、トリモチノキ(モチノキ科の何らかの樹木)が着生し、杉の中心空洞を下に降り、地中に達しているものと思われる。とも書かれている。〉等の巨杉下に生育する植物について、調査したのであるが、植物名を列挙すると、次の如きものがある。

　木本類では、クロモジ・サワフタギ・ミカエリソウ・ニワトコ・シキミ・バライチゴ・コバネトネリコ・ウツギ・リョウブ・ノイバラ・アカマツ等が見られる。草本類では、ミヤマカタバミ・ミズタマソ

ウ・モミジガサ・イナカギク・アキチョウジ・ユキノシタ・シュウメイギク等が生育している。

とあり、シャクナゲの記述は見られず、逆に今回伐採してしまったリョウブの記載が見られるのである。このことからも、このシャクナゲの植栽計画や、着生木であるリョウブの伐採が、いかに本来の玉置山の在りようを理解しておらず、むしろ逆行する行為であるかがよく理解できる。また、この学術記録を編纂したのは、今回着生木であるリョウブの伐採許可を行った県教育委員会文化財保存課であることからも、今後は、関係法令に加え、過去の文献も紐解きながら職務を遂行するべきである。

なお、そもそも土壌は流出していないので、そのようなものは植える必要は無い。

① そう思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

(29). 報告書には、三本の御神木について、それぞれの所見を記載したページとは別に、『１．概況調査票』という共通様式（㈶日本緑化センター 発行）のものが添付されているが、その項目の中には、「故事いわれ等」の欄や「保護制度」を記載する欄がある。それにも関わらず、いずれの御神木も、樹林全体が信仰の対象としての印しはされておらず、単木が信仰対象と印されているだけであり、禁忌（タブー）の有無については、そのどちらであるかさえも示されていない。
これについては、先に述べた学術記録『十津川』にて次のように記載がある。

第八章　玉置山の植物　　第一節　緒言（三一四ページ）

「（前略）…玉置山の山頂付近は玉置神社の神域であって、此の地域では斧鍼(ふしん)を禁ぜられていたために、全国でも稀な巨杉群となり学術上貴重な存在となっている。…（後略）」

とあり、このことからも、古くから“禁忌（タブー）”として木竹の伐採が禁ぜられていたことが判る。

また保護制度の種別を印す欄もあるが、これも「県指定天然記念物」のみを印してあるだけで、「国立公園 普通地域」だとか、「都道府県自然環境保全地域 特別地区」、「十津川村文化的景観保全区域」、「鳥獣保護区」、そして何より、世界文化遺産登録エリアであることさえも一切の記載が見られない。

また、“信仰”という観点や文言も一切見られず、言わば都市公園の植栽木や単なる街路樹の調査診断レベルに等しい。

これらのことからも、正に「木を見て森を見ず」以下の調査報告であると言わざるを得ず、このようなずさんな調査報告がまかり通り、予算執行されたこと自体、大きな問題だと言える。

① そう思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

(30). 常立杉や磐余杉の倒壊の懸念については、先にも述べたように、単なる都市公園、観光地であるならこれらの報告書に依る対応策で良いかも知れないが、このエリアは、その「顕著な普遍的価値」が認められた『世界遺産』なのであるから、御神木に手を加えない形の倒木を避ける（若しくは被害を抑える）方策を、民主的な議論のもと、慎重に慎重を重ね決定するべきである。

なお、今後は、学術的根拠のない行為は慎むべきであり、行政当局はこれらを関係法令や文化、信仰

の観点からもきちんと指導・監視するべきである。

① そう思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

【その他について】

(31). 冒頭に記載した、関係する法律や条例等の第 1 条（目的）には、そのほとんどに『生物の多様性の確保』ということが明記されているが、千年以上を経た樹木に自然発生的に着生し、生態学的にも文化的にも多様な景観を形成していた着生木は、正に「生物の多様性」の象徴だと言えるが、その着生木を人為的に排除してスギだけにしてしまうことは、『生物の多様性の確保』に逆行する行為なのではないか？

① 『生物の多様性の確保』に逆行する行為だと思う。
② そうは思わない。（この場合、その理由もお願いします）

(32). これまでの全ての設問事項と、別添の参考１及び参考２の内容から総合的に判断して、神代杉にあった着生木を伐採したことは、どの法令条文を用いてもその正当性を確認することはできないという結論に達するが、どう考えられますか？

① 正当性を確認することはできないので、関係法令等の規定に基づき、然るべき措置を講ずる。
② 正当性を確認できる。（この場合、その理由をお願いします）

(33). 世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会がまとめた、『保存管理計画』を広く県民に公開（web 公開）しているのは、和歌山県のみであるが、世界遺産登録地域として、その保存や活用方法について、これまで県民に対してどのような周知をされてきたか？
また今後は、関連すると思われる行為許可等については、関係法令等に則って事務にあたるのは無論、複合的、総合的な視点も持ちながら業務にあたるべきだと考えますが、いかが思われますか？

① その通りだと思う。（この場合、これまでの周知方法の説明もお願いします）
② そうは思わない。（この場合、その理由に加え、これまでの周知方法の説明もお願いします）

(34). 今回のような事を防止するためにも、世界遺産の保存管理に関しての条例の制定が必要であると感じますが、どう思われますか？

① 必要性を感じているので、早急に取り組む。
② その必要はない。（この場合、その理由もお願いします）

以上、お願いいたします。